

各施設の設置管理条例及び施行規則並びに社会体育施設使用料徴収条例及び施行規則のほか、下記のとおり取り扱うこととする。

1. 共通

施設の使用料については、毎月月末締めで算定し、納付書を許可を受けた者へ送付する。使用料の算定にあつては、許可証に記載の日時により行い、取り消しの申し出があつたものは除外する。

2. 加納テニスコート

(1) 施行規則第4条取り消しの申し出については、原則、利用する日の開始時間までに書面（様式3号）の提出を要するが、利用を許可された日の開始時間までに電話等による取り消しの連絡があり、利用を許可された日を含め5日後までに書面（様式第3号）が教育委員会へ提出された場合は、施行規則第4条のとおり提出があつたものとして扱う。なお、許可を受けた後に利用を取消す場合は、天候不順等も含め全て提出するものとする。

(2) 取り消しの申し出を提出する場合において、特別な事由がなく取り消す等、施設の仮押さえ等と見受けられる場合は、注意を行う。また、その後も同様の行為が続く場合は、不許可とすることがある。

(3) 施行規則第6条の利用の制限については、原則1団体が1日最大3コートの予約を可能としているが、教育委員会が必要と認める場合には、公平に利用できるよう許可後であっても調整する場合がある。

(4) 条例4条の利用時間については、7～9月の期間は、炎天下での長時間の利用は熱中症等の危険があることから、午後の終了時間を19時まで延長を認める。なお、利用時間を変更して使用する場合においても、利用時間は4時間以内とする。

(5) 施行規則第7条(2)の飲食禁止については、コート内のベンチでのみ給水を認める。水、お茶、スポーツ飲料以外の飲み物については、人工芝等への影響があることから、コート内は禁止とする。

(6) 町外からの予約については、空き状況の確認から申請書が郵便で届くまで数日を要する為、メール又はFAXにより押印した申請書の提出をもって仮予約とする。仮予約の日から5日後（使用日の3日以前）までに原本が届かない場合は、仮予約を取り消す。

3. 武道館、学校施設（体育館、夜間照明）

当面の間、取り消しの申し出については、利用する日の開始時間までに教育委員会へ申し出るものとする。